令和７年第１回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和７年３月５日（水曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　村松　浩喜	８番　森澤　文王	９番　村田　桂子
１０番　榎本　真弓	１１番　今井　英昭	１２番　今井　　清

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　副町長　小平春幸　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　今井一行　　町民課長　荻原義行　　企画課長　竹重和明

教育次長　羽場厚子　　建設環境課長　篠原英男

産業振興課長　市川　偉　　会計管理者　櫻井千佳

庶務係長　田口　仁

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　羽場雅敏　　書記　伊藤百合子

散会　　午前１０時５８分

（午前10時00分　開議）

議長（今井　清君）　おはようございます。これから本日３月５日の会議を開きます。

本日の会議において、広報たてしなの取材撮影を許可してありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第30号

議長（今井　清君）　日程第１　議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長　市川　偉君　登壇〉

産業振興課長（市川　偉君）　議案第30号　令和７年度立科町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額は１億9,175万2,000円と定めます。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によります。

地方債。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」によります。

３月４日提出、立科町長。

２ページは、第１表、歳入歳出予算です。

３ページは、第２表、地方債になります。起債の目的、辺地対策事業。限度額、6,570万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率は４％以内、ただし書もございます。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

続きまして４ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の総括になります。

５ページから６ページは、事項別明細の歳入になります。

１款財産収入は、携帯電話通信基地局に係る土地賃貸料で７万5,000円を計上いたしました。

２款繰入金、一般会計繰入金１億503万9,000円は、起債償還に係る一般会計からの元利償還金及び事業費不足分への見込額として計上いたしました。

３款繰越金は50万円を見込み、４款諸収入2,043万8,000円のうち2,042万8,000円が指定管理者納付金になります。

６ページをご覧ください。

５款町債は、辺地対策事業債として6,570万円を計上いたしました。

７ページから９ページは、事項別明細の歳出になります。

１款１項索道事業費は、索道施設の整備に係る費用のうち、町が負担するものとしている経費と町が一旦支払うこととしている経費の計上となります。

１目リフト事業費では辺地対策事業債を活用し、委託料でしらかば２in１スキー場管理棟トイレ改修工事設計管理業務で420万8,000円、工事請負費でリフト整備工事、人工降雪設備工事、しらかば２in１スキー場管理棟トイレ改修工事で6,154万円、その他起債対象外として、委託料で白樺高原国際スキー場及びしらかば２in１スキー場高圧受電設備のポリ塩化ビフェニル混入調査で85万8,000円、工事請負費ではゴンドラ・リフトの整備工事で5,295万1,000円、しらかば２in１スキー場の進入路及び排水路整備工事で855万円、負担金では町民シーズン券の差額補填分で80万8,000円を計上いたしました。公課費は、消費税及び地方消費税です。

続きまして、８ページをご覧ください。

２目自然園事業費は、ビジターセンターの保険料と一般会計への土地使用料で262万4,000円を計上しました。

２款公債費は、辺地対策事業債の元利償還金になります。１目元金で4,487万5,000円、２目利子で293万8,000円を計上いたしました。

９ページ、３款予備費は、58万5,000円を計上しました。

10ページは、地方債に関する調書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第２　議案第31号～日程第４　議案第33号

議長（今井　清君）　日程第２　議案第31号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてから、日程第４　議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算についてまでの３件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長　篠原　英男君　登壇〉

建設環境課長（篠原英男君）　議案第31号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,006万2,000円と定めます。

３月４日提出、立科町長。

５ページをご覧ください。

歳入ですが、２款使用料及び手数料１目下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて3,850万1,000円を計上しました。

６ページをご覧ください。

３款財産収入１目利子及び配当は、積立金利子として211万9,000円を計上しました。

４款繰入金１目基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金3,893万8,000円です。

５款繰越金は、50万円計上しました。

８ページをご覧ください。

次に歳出ですが、１款衛生費１目下水道管理費7,906万2,000円は経常的経費が主なものですが、12節委託料では、令和６年度に実施した雨水等の不明水の流入状況調査の結果に基づき、管路カメラ調査を行うため1,446万5,000円を計上しました。

９ページをご覧ください。

14節工事請負費では、処理場機器整備工事費550万円、管路布設替え工事1,738万円を計上しました。24節積立金では、緊急修理積立基金として400万円、減価償却積立基金として539万円、基金利子積立金として212万円を計上しました。

２款予備費として、100万円を計上しました。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第32号　令和７年度立科町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

第２条、業務の予定量は次の表のとおりとします。

左の表は、上水道及び簡易水道について、給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定数値を示してあります。

右の表は、７年度に予定しております主要な建設改良事業です。事業内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

２ページをご覧ください。

第３条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず収入ですが、第１款水道事業収益２億9,421万5,000円については、第１項営業収益を２億4,479万2,000円、第２項営業外収益を4,937万3,000円、第３項特別利益を５万円とします。

次に支出ですが、第２款水道事業費用２億9,421万5,000円については、第１項営業費用を２億6,393万3,000円、第２項営業外費用を1,438万円、第３項特別損失を40万円、第４項予備費を1,550万2,000円とします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,998万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

まず収入ですが、第３款資本的収入7,380万円については、第１項企業債を7,380万円とします。

次に支出ですが、第４款資本的支出１億5,378万5,000円については、第１項建設改良費を１億2,286万8,000円、第２項企業債償還金を3,091万7,000円とします。

３ページをご覧ください。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。起債の目的は、建設改良費。限度額、7,380万円。起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は４％以内で、ただし書もございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるという内容になっております。

第６条、一時借入金の限度額は、2,000万円とします。

第７条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2,851万9,000円とします。

第８条、たな卸資産の購入限度額は、2,000万円とします。

３月４日提出、立科町長。

４ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、１款下水道事業収益の１項営業収益１目給水収益は、上水道分、八重原への分水分、簡易水道分などの使用料で、計２億3,345万1,000円とします。

２目受託工事収益482万4,000円は、消火栓更新代でございます。

３目他会計負担金570万6,000円は、消火栓維持に伴う負担金、下水道使用料算定のための自動検針及び料金システムに関する負担金、深久保代替用水ポンプ電気料負担金です。

４目負担金14万1,000円は、佐久市からの消火栓維持管理分と東御市からの負担金です。

５目その他営業収益67万円は、材料売却収益と手数料でございます。

５ページをご覧ください。

２項営業外収益ですが、１目受取利息及び配当金は、預金利息分として50万7,000円、２目他会計補助金144万9,000円は、一般会計からの繰入金です。

４目長期前受金戻入4,519万2,000円ですが、平成26年度からの会計制度の見直しに伴い、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために、営業外収益に計上したものです。

６目雑収益222万5,000円は、新規加入分担金、督促手数料と送信機買取代です。

３項特別利益５万円ですが、２目過年度損益修正益で、電気料金の概算払いによる精算金となっています。

６ページをご覧ください。

次に支出ですが、２款水道事業費用１項営業費用のうち１目原水及び浄水費では、主なものとして、15節委託料で水質検査委託料ほか312万円、26節負担金で立科土地改良区などへの代替揚水負担金1,009万円です。

２目配水及び給水費では、職員の給与手当、経常的経費のほか、主なものとして、７ページ、15節委託料881万円では、管路管理図地籍情報システムの保守管理委託料、施設草刈り委託料、潜水士による宇山・権現山配水池清掃点検業務委託料、夢の平配水系施設現況調査業務委託料、県道舗装復旧工事設計管理業務委託料、温井配水池ほか15か所水道施設保守点検業務委託料の計上、18節修繕費3,388万9,000円では、量水器取替費用、本管修理代、県道舗装復旧工事、牧場第４、第５及び東白樺湖減圧弁修繕工事、弁天神水源地フェンス撤去工事、白樺湖ほか３配水池水位計更新工事などを計上しました。

８ページをご覧ください。

３目受託工事費466万円は、消火栓更新工事に係る委託料、材料費及び工事請負費です。

４目総係費では、職員の給与手当、経常的経費のほか、主なものとして、９ページ、18節委託料288万6,000円では、検針委託料、自動検針に伴うシステム登録作業委託料、自動検針システム保守料、企業会計システム保守料、消費税申告委託料を計上しました。20節使用料及び賃借料77万2,000円では、検針用ハンディターミナルのリース料、企業会計システム使用料などを計上しました。

10ページをご覧ください。

５目減価償却費は、１節有形固定資産減価償却費として１億4,335万1,000円の計上です。

６目資産減耗費は、量水器交換により除去をする固定資産除却費ほか306万7,000円を計上しました。

２項営業外費用では、１目支払利息及び企業債取扱諸費に138万円を計上、11ページ、２目消費税及び地方消費税に1,300万円を計上しました。

３項特別損失では、４目過年度損益修正損として40万円を計上しました。

４項予備費として1,550万2,000円を計上しました。

12ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、３款資本的収入１項企業債7,380万円は、中尾地区及び白樺湖地区配水管布設替え工事と白樺湖簡易水道自動水質測定装置設置工事によるものです。

次に支出ですが、４款資本的支出１項建設改良費２目配水施設改良費１億1,078万1,000円は、中尾地区及び白樺湖地区配水管布設替え工事、白樺湖簡易水道自動水質測定装置設置工事に係る経費を計上するとともに、温井配水池更新に向けた詳細設計を行うべく設計業務委託料を計上しました。

３目営業設備費1,208万7,000円は、定期交換分量水器と自動検針用送信機及び自動記録水圧測定器購入費を計上しました。

２項企業債償還金では、3,091万7,000円を計上しました。

14ページは、令和７年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

15ページは、令和６年度立科町水道事業予定損益計算書です。

16、17ページは、令和６年度立科町水道事業予定貸借対照表、18、19ページは、令和７年度立科町水道事業予定貸借対照表です。

20ページから27ページは、職員の給与費明細書です。

28、29ページは、令和７年度水道事業会計注記表となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第33号　令和７年度立科町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

第２条、業務の予定量は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント等事業を合わせた排水戸数、年間有収水量、１日平均有収水量の予定数値と主な建設改良事業を示してあります。事業の内容につきましては、支出の中で説明をさせていただきます。

２ページをご覧ください。

第３条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず収入ですが、第１款下水道事業収益４億9,738万4,000円については、第１項営業収益を１億6,000万5,000円、第２項営業外収益を３億3,237万9,000円、第３項特別利益を500万円とします。

次に支出ですが、第２款下水道事業費用４億9,738万4,000円については、第１項営業費用を４億6,368万9,000円、第２項営業外費用を2,701万5,000円、第３項特別損失を518万円、第４項予備費を150万円とします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,877万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,877万3,000円で補填するものとします。

まず収入ですが、第３款資本的収入３億9,464万円については、第１項企業債を

１億1,570万円、第５項補助金を２億7,233万8,000円、第６項負担金等を660万2,000円とします。

次に支出ですが、第４款資本的支出４億1,341万3,000円については、第１項建設改良費を２億5,820万4,000円、第２項企業債償還金を１億5,520万9,000円とします。

３ページをご覧ください。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業。限度額は、２億2,480万円。起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は４％以内で、ただし書もございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるという内容になっております。

第６条、一時借入金の限度額は、2,000万円とします。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めます。営業費用と営業外費用との間の流用とします。

第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費1,521万3,000円とします。

４ページをご覧ください。

第９条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、２億1,989万4,000円とします。

３月４日提出、立科町長。

５ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、１款下水道事業収益１項営業収益１目下水道使用料は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント等の使用料で計１億6,000万円とします。

４目その他営業収益5,000円は督促手数料です。

２項営業外収益ですが、２目負担金等1,778万9,000円は、川西保健衛生施設組合負担金と茂田井特定環境保全公共下水道新規加入者受益者分担金等です。

３目他会計補助金7,128万6,000円は、一般会計からの繰入金です。

６目長期前受金戻入益２億4,329万9,000円は、平成26年度の会計制度の見直しにより、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために、営業外収益に計上したものです。

６ページをご覧ください。

９目雑収益5,000円は、雑収入及び諏訪湖流域下水道の返還金などです。

３項特別利益ですが、２目過年度損益修正益500万円は、過年度部門間損益修正を行うためのものでございます。

次に支出ですが、２款下水道事業費用１項営業費用のうち１目管渠費につきましては、主なものとして、14節委託料1,150万円ではマンホールポンプ場維持管理委託料、緊急時の管路カメラ調査委託料、茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事設計監理委託料の計上、15節手数料500万円では緊急時の汚水引き抜きや発電機対応手数料、管渠清掃作業手数料、マンホールポンプ場１か所の汚泥引抜手数料、緊急用発電機の保守及び保管手数料、白樺湖特定環境保全公共下水道水質検査業務手数料の計上になっております。

７ページ、17節修繕費は緊急対応修繕等で800万円、25節工事請負費495万円は管路延長が必要になった場合の茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事です。

３項処理場費につきましては、主なものとして、14節委託料3,359万7,000円では、処理場管理委託料、電気保安業務委託料、消防施設保安点検業務委託料などの計上。

８ページをご覧ください。

15節手数料3,000万円では、汚泥引抜手数料、川西保健衛生施設組合への汚泥搬入手数料、水質検査手数料などの計上、17節修繕費は緊急対応修繕費で500万円、21節動力費は処理場電気料で1,800万円、26節工事請負費1,419万円では各処理場の機械設備整備工事を計上しました。

４目流域下水道費１節流域下水道維持管理負担金は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金で2,390万円を計上しました。

６目総係費につきましては、職員の給与手当と経常的経費のほか、主なものとして、９ページ、18節委託料1,623万7,000円では、公営企業会計アドバイザリ業務委託料、消費税申告業務委託料、地理情報管理システム保守及び台帳データ更新委託料、新たにウォーターＰＰＰ導入内容検討業務委託料などを計上、30節負担金1,353万9,000円では、料金徴収業務負担金、白樺湖特定環境保全公共下水道維持修繕及び白樺湖幹線分負担金などを計上しました。

９目減価償却費では、２億4,672万1,000円の計上です。

10目資産減耗費は、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場設備工事等によるもので823万6,000円の計上です。

10ページをご覧ください。

２項営業外費用では、１目支払利息及び企業債取扱諸費に1,381万5,000円を計上、２目消費税及び地方消費税に1,320万円を計上しました。

３項特別損失につきましては、４目過年度損益修正損では過年度部門間損益修正等で518万円の計上、４項予備費として150万円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的収入ですが、３款資本的収入１項企業債１目建設改良企業債１億1,570万円は、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場設備工事、立科浄化管理センター耐震診断委託、白樺湖特定環境保全公共下水道管渠カメラ調査によるものです。

５項補助金のうち１目国庫補助金１億2,373万円は、企業債の事業と同じ事業のほかに、立科浄化管理センターストックマネジメント計画第２期に対する国補助金です。

３目他会計補助金１億4,860万8,000円は、企業債元金償還補助金として一般会計からの繰入金です。

６項負担金等２目分担金660万2,000円は、新規加入者受益者分担金等の見込み分です。

次に資本的支出ですが、４款資本的支出１項建設改良費のうち１目管路建設改良費２億2,517万1,000円は、管路延長が必要になった場合に工事ができるように管渠延長工事１件分の設計管理委託料及び工事費、マンホールポンプ場の監視制御及び計装設備の更新をする立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場設備工事の管理委託料及び工事費、不明水の流入原因を特定するために白樺湖特定環境保全公共下水道管渠カメラ調査費、マンホールポンプを更新する農業集落排水事業マンホールポンプ場設備工事費の計上、３目処理場建設改良費3,174万円は、立科浄化管理センターのオキシデーションディッチの耐震診断を行う委託料、立科浄化管理センターストックマネジメント計画第２期の策定委託料の計上、４目流域下水道建設負担金では129万3,000円を計上しました。

２項企業債償還金では、１億5,520万9,000円を計上しました。

12ページは、令和７年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

13ページは、令和６年度立科町下水道事業予定損益計算書です。

14、15ページは、令和６年度立科町下水道事業予定貸借対照表、16、17ページは、令和７年度立科町下水道事業予定貸借対照表です。

18ページから25ページは、職員の給与費明細書で、26ページ以降は、令和７年度立科町下水道事業会計注記表となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　お諮りします。令和７年度各会計の当初予算につきましては、質疑を省略して、立科町議会委員会条例第５条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、令和７年度各会計の当初予算につきましては、質疑を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、直ちに予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。

ここで暫時休憩といたします。議員は第１委員会室にお集まりください。再開は10時55分です。休憩に入ります。

（午前10時37分　休憩）

（午前10時55分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本会議休憩中に開催されました予算特別委員会において、正副委員長の選任と日程が決定しましたので報告いたします。

委員長に４番、今井健児議員、副委員長に５番、芝間教男議員が選任されました。

日程は、３月13日及び３月14日の２日間、いずれも午前９時開議と決定いたしました。

今井健児予算特別委員長、何か報告事項はございますか。

４番（今井健児君）　特にございません。

◎日程第５　報告第１号

議長（今井　清君）　日程第５　報告第１号　専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　報告第１号　専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第１項により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

３月４日提出、立科町長。

裏面が専決処分書になります。

１件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決できる事項として議決されております。この損害賠償額の決定について、２月10日に専決処分を行いましたので、議会にご報告を申し上げます。

損害賠償の額は、１万2,100円。

損害賠償の相手方は、記載のとおりです。

事故の概要は、令和６年10月19日午後１時30分頃、野方区釜石集会所に設置した衆議院議員選挙におけるポスター掲示板が強風によって倒れ、集会所の窓ガラスを破損させた物損事故であります。

この修繕費は、町が加入する保険により補填をされます。

報告については、以上でございます。

議長（今井　清君）　報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

なお、11時10分より、第１委員会室において立科町土地開発公社理事会が開催されますので、参集願います。また、土地開発公社理事会終了後、第１委員会室において全員協議会を開催しますので、参集願います。ご苦労さまでした。

（午前10時58分　散会）